

職員の懲戒処分について

令和2年1月20日

自動車事故対策機構

独立行政法人自動車事故対策機構就業規則第38条に基づき、令和2年1月17日付けで、職員の処分を行いましたので、公表いたします。

職員がこのような事案を発生させたことは、誠に遺憾であり、心より深くお詫び申し上げます。二度と職員が同様な事案を引き起こさないよう、全支所における適正な業務執行体制の再構築及び全職員のコンプライアンス意識の徹底を図って参ります。

1. 事案の概要

令和元年12月に、一部の支所において、適性診断のインターネット予約を高める等のため、内部規則に定められた方法とは異なる不適正な業務処理を行っていた事実が判明しました。

その結果、独立行政法人通則法等に基づく機構理事長から国土交通大臣等に対する平成24年度から平成30年度までの自己評価報告書等に盛り込まれた適性診断のインターネット予約率の数字に誤りがあることが判明しました。

2. 被処分者及び処分内容

【行為者】

- | | | |
|-----------------------|-------|------|
| ・支所長 | 男性 2名 | 「減給」 |
| ・支所長（行為当時）
（現在：嘱託） | 男性 2名 | 「減給」 |
| ・支所マネージャー | 男性 1名 | 「減給」 |

【管理監督者】

- | | | |
|-----------|-------|------|
| ・支所マネージャー | 男性 1名 | 「戒告」 |
|-----------|-------|------|

問い合わせ先

(独)自動車事故対策機構 総務部 土井、矢萩

電話 03-5608-7573